

幌延町木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、幌延町内に存する木造住宅の耐震診断結果に基づき耐震改修工事を実施した者に対し補助金を交付することにより、災害に対する防災意識の向上と安全な住宅の整備を促進し、もって災害に強い安全で安心なまちづくりを推進することを目的とする。

(補助金の交付の申請等)

第2条 この要綱に基づく補助金の交付の申請その他手続は、この要綱に定めるもののほか、幌延町補助金交付規則（平成8年規則第1号。以下「規則」という。）の規定によるものとする。ただし、規則第9条第1項に規定する概算払いは行わないものとする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添第1の建築物の耐震診断の指針に基づいて行う耐震診断又は同ただし書の規定に基づき、指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認める方法によって行う耐震診断をいう。
- (2) 総合評点 財団法人日本建築防災協会が定めた耐震診断の判定基準をいう。
- (3) 耐震改修工事 耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の建築物を総合評点が1.0以上となるようにする補強工事をいう。
- (4) 高齢者世帯 満65歳以上の夫婦又は単身者のみで構成される世帯をいう。
- (5) 障がい者世帯 補助金の交付を受けようとする者の世帯で、申請者又はその同居の親族が、次のいずれかに該当する者のみで構成される世帯をいう。
 - ア 身体障害者手帳の交付を受けている者で、その障がいの程度が1級及び2級のもの
 - イ 療育手帳の交付を受けている者で、その障がいの程度がA判定のもの
 - ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、その障がいの程度が1級のもの

(補助対象住宅)

第4条 補助の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号すべてに該当するものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築又は着工された木造住宅
- (2) 木造2階建て以下の一戸建て専用住宅、共同住宅又は店舗併用住宅（2分の1以上が居住の用に供されるものに限る。）
- (3) 耐震診断の結果、総合評点が1.0未満と診断された住宅
- (4) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない住宅

(補助対象者)

第5条 補助の対象者となる者は、次に掲げる各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 補助対象住宅を所有する者
- (2) 町税の滞納のない者

(補助対象工事等)

第6条 補助金交付の対象となる耐震改修工事は、次に掲げるものとする。

- (1) 上部補強工事
- (2) 基礎補強工事
- (3) 耐震改修工事に際し必要となる既存仕上げ等の撤去及び再仕上げ等に要する工事
- (4) 耐震改修設計及び工事監理

(補助金の交付額)

第7条 耐震改修事業補助金の交付額は、耐震改修に要した経費（消費税及び地方消費税相当分を含む。）に対し、次の区分による補助率により補助するものとする。

- (1) 専用住宅及び店舗併用住宅 2分の1（高齢者世帯及び障がい者世帯については3分の2）以内の額とし、当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。ただし、100万円を限度額とする。

- (2) 共同住宅 3分の1と独立して住居の用途に供する部分の数に20万円を乗じて得た額とのいずれか低い額とし、当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。ただし、100万円を限度額とする。

(補助金の交付申請)

第8条 規則第3条第2項に規定する町長が定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、耐震診断補助事業実施と同年度に申請の場合は、第7号の町税の納税証明書の提出は不要とする。

- (1) 耐震改修事業計画書(様式第1号)
- (2) 補助対象住宅の付近見取図
- (3) 耐震診断結果報告書の写し
- (4) 耐震改修工事設計書(耐震改修後の総合評点等が明確なもの。また、対象とならない工事を含む場合は、その区分が明確なもの。)
- (5) 耐震改修工事に要する費用の見積書又は契約書の写し(耐震改修の対象とならない工事を含む場合は、その費用の見積額が確認できるもの。)
- (6) 工事工程表
- (7) 町税の納税証明書

(事業の着手)

第9条 規則第6条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者は、当該通知書を受け取った日から60日以内に耐震改修事業に着手するものとする。

(耐震改修事業の実績報告)

第10条 規則第14条に規定する町長の定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 耐震改修事業報告書(様式第2号)
- (2) 耐震改修事業費内訳書(様式第3号)
- (3) 耐震改修に要した費用の領収書の写し
- (4) 工事状況写真(施工箇所ごとに工事着手前、施工中及び完了時)

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。
(幌延町木造住宅耐震改修工事等事業補助金交付要綱の廃止)
- 2 幌延町木造住宅耐震改修工事等事業補助金交付要綱(平成25年訓令第9号)は、廃止する。

年 月 日

耐 震 改 修 事 業 計 画 書

1 建築物の所在等

建築物の所在地	
建築物の所有者	郵便番号 住 所 氏 名 ㊟ 電話番号 FAX番号

2 耐震改修事業費内訳

項 目	耐震改修工事		その他工事費
	工 事 内 容	工 事 費	
		円	円
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
諸 経 費		円	円
計（消費税は含まない）		① 円	円

3 耐震改修設計費

耐震改修設計費 （調査・設計・監理等に要する経費で、消費税は含まない）	② 円
--	-----

4 補助対象額

耐震改修工事費 （①+②）	消費税相当額	耐震改修に要する費用の合計 （③+④）
③ 円	④ 円	円

様式第2号（第10条関係）

耐震改修事業報告書

年 月 日

幌延町長

様

申請者
住所

氏名 ⑩

工事施工者
住所

氏名 ⑩

設計者
住所

氏名 ⑩

年 月 日付け幌延町第 号指令で補助金の交付決定の通知があった耐震改修事業におきましては、耐震改修事業費内訳書（様式第3号）に記載した内容の工事が完了したことを確認し、この書類を提出します。

年 月 日

耐 震 改 修 事 業 内 訳 書

1 建築物の所在等

建築物の所在地	
建築物の所有者	郵便番号 住 所 氏 名 ㊟ 電話番号 FAX番号

2 耐震改修事業費内訳

項 目	耐震改修工事		その他工事費
	工 事 内 容	工 事 費	
		円	円
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
諸 経 費		円	円
計（消費税は含まない）		① 円	円

3 耐震改修設計費

耐震改修設計費 （調査・設計・監理等に要する経費で、消費税は含まない）	② 円
--	-----

4 補助対象額

耐震改修工事費 （①+②）	消費税相当額	耐震改修に要した費用の合計 （③+④）
③ 円	④ 円	円